

一般社団法人愛知県学校薬剤師会定款細則

平成 24 年 4 月 2 日

平成 25 年 6 月 2 日一部改訂

平成 28 年 6 月 12 日一部改訂

(会 員)

第 1 条 愛知県内に設置された学校（幼稚園、認定こども園を含む）の学校薬剤師並びに退職した学校薬剤師及び本会の趣旨に賛同するもの（法人を含む）で本会に入会した者をもって会員とする。

(部 会)

第 2 条 本会に次の部会を設け、会員を区分する。

第 1 部会 県内（名古屋市内を除く）の小学校、中学校及び幼稚園、認定こども園を担当する学校薬剤師で構成する。

第 2 部会 名古屋市内の小学校、中学校、高等学校（独立行政法人国立及び県立学校を除く）、特殊教育学校（独立行政法人国立及び県立学校を除く）、及び幼稚園、認定こども園を担当する学校薬剤師で構成する。

第 3 部会 愛知県立の高等学校、特殊教育学校及び高等専門学校並びに独立行政法人国立の高等学校及び高等専門学校を担当する学校薬剤師で構成する。

(会 費)

第 3 条 定款第 5 条及び第 6 条に定める一般社団法人愛知県学校薬剤師会（以下本会という）の会員の年会費は、別に定める会費規定により徴収する。

(地 区)

第 4 条 本会は、会務を補助せしめるため地区を設ける。その名称は次のとおりとする。

千種	東	北	西	中村
中	昭和	瑞穂	熱田	中川
港	南	守山	緑	名東
天白	知多	西知多	美浜南知多	瀬戸旭
日進豊明	小牧	春日井	西春日井	一宮
稲沢	津島海部	尾北	碧南高浜	刈谷
安城	西尾	岡崎	豊田加茂	蒲郡
豊橋	豊川	田原	新城	

(地区の名称)

第 5 条 各地区は、地区名を冠した学校薬剤師会と称することができる。

(会員の所属)

第 6 条 正会員は、原則として任命あるいは委嘱を受けた学校（幼稚園、認定こども園等を含む）所在地の地区に属するものとする。

(代議員及び予備代議員の定数及び選出方法)

第7条 定款第13条1項に定める代議員及び予備代議員の数は、それぞれ、各地区1名で総数を39名とする。

2 定款第13条2項に定める代議員及び予備代議員は、細則第4条に定める各地区ごとに正会員による選挙により選出する。

3 代議員及び予備代議員の選出は、代議員の任期が満了する定時総会終了までに行うものとする。

(地区長)

第8条 各地区の代議員を原則、地区長とし、地区長は、本会と各地区会員との連絡に当たる。

(地区長、代議員の届出)

第9条 地区長が職を辞したり退会したりしたときは、補充するものとする。

2 代議員を選出したときは、地区長は、5月末日までに地区長及び代議員の住所、氏名、担当学校名等を本会に届け出るものとする。但し、届け出のない場合は前任者とする。

3 地区長又は代議員及び予備代議員を補充した場合は、速やかに届け出るものとする。

(規則等の届出)

第10条 地区において地区規則等を作成したときは、原則として本会に報告するものとする。

(改 廃)

第11条 本細則の改廃は、理事会の議を経て、代議員会の決議により行う。

付 則

この細則は、平成24年4月2日から施行する。